

建設リサイクル法施行に伴う契約書等の取扱について

1 改正の目的

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）が施行（平成14年5月30日）され、発注者としても受注者と共に建設資材廃棄物の再資源化等に努めるべきことが明確化されたため契約書の一部を改正し別紙様式を定めたものです。

2 改正の内容

契約書表紙(鑑)に「6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり」を、変更契約書表紙(鑑)に「7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり」をそれぞれ設け、その内訳として工事の種類ごとに別紙を添付し、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を明確にすることになりました。

別紙様式は、対象工事以外の場合は記入する必要はありません。

3 建設リサイクル法の対象工事

- (1) 建築物の解体工事・・・・・・・・延床面積 80㎡以上
- (2) 建築物の新築・増築工事・・・・・・・・延床面積 500㎡以上
- (3) 建築物の修繕・模様替え（リフォームなど）・・工事金額 1億円以上
- (4) その他の工作物に関する工事・・・・・・・・工事金額 500万円以上

（土木工事などで、特定建設資材を使用する場合、又は特定建設資材廃棄物を排出する場合）

4 改正後の契約書及び契約書に添付する別紙の取扱（H14.5.30契約分から適用）

- (1) 対象工事の場合は、工事の種類に応じて別紙を記入し、他の添付書類と共に袋とじにしてください。（変更契約についても同じ。）
- (2) 対象工事以外の場合は、契約時に「6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり」の記載は線で抹消し、上部余白に「18字削除」と記載し押印してください。（変更契約についても同じ。）
- (3) 当初請負金額が500万円未満であったものが、変更契約によって500万円以上となり、対象工事となった場合は、変更契約書に別紙を添付してください。
- (4) 当初請負金額が500万円以上であったものが、変更契約によって500万円未満となり、対象工事でなくなった場合も、変更契約書に別紙を添付してください。
- (5) 対象工事であったものについて変更契約を締結する場合で、金額に変更を生じない場合であっても、変更契約書に別紙を添付してください。
- (6) 当初契約書に添付する別紙様式は、新契約書に3種類とも綴られていますので、該当ページのみ記入してください。また、変更契約書に添付する別紙様式は、それぞれの工事担当課で交付されます。（鹿沼市ホームページからもダウンロードできます。）
- (7) 工事契約完了時には、**特定建設資材廃棄物の再資源化完了報告書**を工事担当部局に提出してください。なお、当該報告書用紙は、契約前に行う設計担当者との打合せの際に交付されます。（鹿沼市ホームページからもダウンロードできます。）
- (8) 土木工事などで、特定建設資材を使用する場合も建設リサイクル法該当工事となり、「別紙」の記載が必要となります。この場合、別紙様式の「1 分別解体の方法」欄の「その他」欄の（ ）の中に特定建設資材の名称を記載してください。